

国保

75歳到達月の高額療養費の自己負担限度額の特例が創設されました

高額療養費は、保険者ごとに月単位で計算するため、75歳になり長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者となった場合、75歳到達月においては、誕生日前の医療保険制度と長寿医療制度でそれぞれ自己負担限度額まで負担することとなり、一部負担金の額が前月の2倍になるケースが生じていました。

このケースに対応するため、今年1月から75歳到達月におけるそれぞれの制度の自己負担限度額は、本来額の半分の額が適用されることになりました。

※月単位で計算するため、75歳の誕生日がその月の初日の場合は該当しません。

図 保険年金課 ☎ (25)8137

【70～74歳】

	自己負担限度額 (世帯合算)	
	外来 (個人)	
現役並み所帯者	44,400円	80,100円+A (44,400円) A=(かかった医療費-267,000円)×1%
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

【75歳の誕生日】

	自己負担限度額 (世帯合算)	
	外来 (個人)	個人合算 (入院+外来)
現役並み所帯者	22,200円	40,050円+B (22,200円) B=(かかった医療費-133,500円)×1%
一般	6,000円	22,200円
低所得Ⅱ	4,000円	12,300円
低所得Ⅰ		7,500円

75歳到達月における自己負担限度額の特例

※ () 内の金額は、多数該当 (過去12か月に3回以上高額医療費を受けた場合の4回目以降) の場合。



簡単にできる省エネリフォームあれこれ

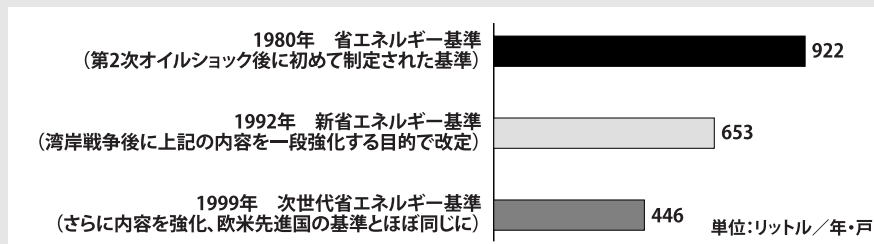
断熱・遮熱は大きな工事を行わなくてもできます。例えば窓のガラスやサッシを交換したり、オーニング (日よけ、雨よけ) で日差しをカットしたり、天井裏や床の断熱工事は、比較的容易に日常の暮らしの中でもできます。そのほか省エネルギー機器など賢いリフォームに役立つ情報を紹介します。

【天井・床編】 天井裏と床下に断熱材を入れる

最上階の天井裏に断熱材を入れると夏場の熱を防ぐ効果が大きく、暑くならず過ごしやすいです。もちろん冬場の断熱効果もあります。また床断熱は、冬場足元からの冷えを防ぐ効果が大。いずれも床や天井をはがさなくてもできるので、住みながら工事ができます。断熱材は隙間なく施工してもらうことが肝心です。家をリフォームするためには、見た目やデザインだけでなく、断熱性能などの目に見えない部分のリフォームも重要です。(環境政策課)

●住宅の省エネルギー基準と灯油消費量

1999年の基準で建てた家の暖房費は1980年の基準で建てた家の半分ですみます



現在日本には住宅の省エネルギーに関する基準は上記の3つがあり、順次、省エネレベルが強化され、断熱性が高くなっている。上記の省エネルギー基準は義務化されていないため、すべての家にあてはまるものではない。また一般的に1980年以前に建てられた家は断熱が行われていないと考えられる。
※グラフはそれぞれの基準に合わせてつくられた家の場合。
計算条件: 地域東京、130㎡の戸建て住宅で、外気温が18℃より下がった日に、18℃まで毎日8時間全室暖房に要する灯油消費量 (住宅金融公庫SAVE ENERGYより、次世代基準は同じ算定方式による試算値)

天井裏に断熱材を吹き付ける



床下に断熱ボードを取り付ける



年金

国民年金保険料は口座振替で1年前納がお得!

国民年金保険料は、口座振替で前納 (将来分をまとめて納付) すると、保険料の割引があって大変お得です。

保険料額 毎月14,410円 (年間172,920円)
翌月振替 (毎月の保険料を翌月末に振替)

当月末振替にすると
月 50円割引

早割制度
(毎月の保険料を当月末に振替)
早割保険料額 毎月14,360円
(年間172,320円)

6か月前納にすると
半年 980円割引

6か月前納
(4月～9月分を4月末、
10月～翌年3月分を10月末に振替)
前納保険料額 85,480円
(年間170,960円)

1年前納にすると
年 3,620円割引

1年前納
(4月～翌年3月分を4月末に振替)
前納保険料額 169,300円

お申し込みは社会保険事務所へ

2月27日 (金) まで

4月分からの国民年金保険料を、口座振替で1年前納または6か月前納を希望される場合は、2月末までに手続きをしてください。

手続きは、口座振替を希望される金融機関・郵便局または大津社会保険事務所でお願います。手数料は不要です。

すでに口座振替を利用されていても、振替方法を変更する場合は手続きが必要になりますので、ご注意ください。

※平成21年度の保険料は、2月に告示の予定です。

年金

国民年金保険料のクレジットカード納付が可能に!

クレジットカードによる納付は、社会保険事務所登録し、以降、継続的にクレジットカード会社が被保険者に代わって立替納付を行い、カード会員に請求する方法です。直接金融機関等の窓口でクレジットカードを提示し納付する方法ではありませんのでご注意ください。また、一部免除が承認された期間はご利用できません。

◇クレジットカードを利用した場合の納付方法

- ①1年前納 (4月から翌年3月分を4月末に引落)
 - ②6か月前納 (4月から9月分までを4月末または10月から翌年3月分までを10月末に引落)
 - ③毎月納付 (毎月の保険料を翌月末に引落)
- ※①②の割引額は、納付書による現金納付の場合と同様です。
③は納期限日に引き落とすため割引はありません。

※手続きは、大津社会保険事務所または市役所保険年金課 (各支所窓口) へ。

一日社会保険相談所開設

社会保険事務所では、次の日程で一日社会保険相談所 (予約制) を開催します。ぜひご利用ください。

- ▼日 程
今津支所 2月 4日 (水)
新旭公民館 2月26日 (木)
- ▼相談時間 10時～16時
- ▼申込方法
平日の8時30分から17時15分までに、電話で予約してください。

【予約専用電話】
☎077(521)1489
大津社会保険事務所

※この電話では、予約以外のご用件はお受け出来ません。

